○経済産業省告示第五十二号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年三月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
405257	服部　悦久
410728	藤本　孝
410730	小野間明子
410732	成田　純一
410734	髙橋　卓哉
410736	宮崎　耕平
410738	鈴木　健一
410740	松田　泰裕
410742	小栗　功久
410744	小林　明弘
410746	中野　悦男
410748	金子　能久
410750	石松　慶三
410752	井上　俊宏
410754	内山　貢悦
410756	渡邉　直也
410758	奥寺　利和
410760	岩堀　博
410762	左中岳次郎
410764	山田　亮
410766	菅原　勇人
410768	嶋根　啓介
410770	木野　剛志
410772	坂井　亮介
410774	畦地　賢志
410776	片山　力
410778	米村　久幸
410780	谷口　仁
410782	木村　健一
410784	湯口　達夫
410786	八幡　祐輔
410788	岡　政宏
410790	日當　栄樹
410792	熊田　理希
410794	山口　研輔
410796	森下　和則
410798	篠川徹太郎
410800	河合　秀保
410802	大島　充稔
410804	井上　明
410806	鈴田　剛志
410808	髙橋　裕典
410810	難波　和行
410812	眞鍋　伸次
410814	田淵　秀樹
410816	岩元　良平
410818	木村　亮介
410820	河北　陽平
410822	坂野　成宣
410824	廣岡　茂男
410826	長谷川綱雄
410828	戸田　裕典

○経済産業省告示第五十三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十五年三月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	（変更前）	（変更後）
213717	吉川　政宏	吉川　政宏
406637	津田まどか	渡辺まどか

○経済産業省告示第五十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年三月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
211043	上地　栄造
400913	福元　邦雄
400924	北村　望
400935	酒井　智子
400958	冨田　貴司
400971	髙畑　光伸
400992	佐藤　和英
401007	鶴羽　義人
401015	大元　相
401020	生田　稔
401033	中川　博道
401046	清水　正宏
401056	髙岡　広彰
401070	樋口　保隆
401076	髙田　英行
401086	瀧本　憲治
401106	大田　嘉之
401110	堺　周平
401142	下部　祥之
401151	齋藤　成裕
401161	勝田　篤
401164	西田　昌浩
401170	東　雅之
401173	早崎　善宏
401190	山崎　有生
401193	河村　剛
401203	上野　一朗
401209	竹原　栄吾
401214	梅本　透
401219	城　真由美
401220	川島　吉弘
401224	橘　昌宏
401225	嘉村　浩晃
401231	山口　恵里
401232	黒川　敬文
401239	塩山　徳宏
401260	秋山　豪
401264	塚田　英樹
401267	野地　和孝
401269	飯塚　成
401031	芦本　朝子
401035	藤尾　健治
401048	千原　重光
401059	中野　貴弘
401072	角　杉信
401086	上松　辰男
401109	伊東　治雄
401117	立石　竜資
401143	関本　信洋
401161	小松　俊幸
401164	村上　善正
401173	西田　昌浩
401193	東　雅之
401209	早崎　善宏
401219	馬郡　明弘
401224	中村　宏
401231	嶋村　誠
401239	長岡　力
401260	高井新太郎
401267	小坂　真一
401289	榎本　晃
401315	佐藤　毅
405257	服部　悦久

○国土交通省告示第二百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鍛冶ヶ入川

二　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県土岐市妻木町字東山三〇二〇番地一〇〇内四等三角点山寺を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号及び二号を昭和五十年建設省告示第千二百二十二号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号及び三号を平成十八年国土交通省告示第千百七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号と四号を昭和四十六年建設省告示第百五十八号で指定した同号十四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から八号を結んだ線及び標柱一号から八号まで順次結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十三年内務省告示第六十一号で指定した土地の区域、昭和四十六年建設省告示第百五十八号で指定した同号十四に掲げる土地の区域及び昭和五十年建設省告示第千二百二十二号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から六度五九分四七秒

六〇六・一一五メートルの地点　一号

標柱一号から一四二度五四分五〇秒

二一九・九〇二メートルの地点　二号

標柱二号から一一二度五七分四一秒

六一・九一四メートルの地点　三号

標柱三号から一一八度五九分六〇秒

二一二〇・六六五メートルの地点　四号

標柱四号から一一五度一八分二九秒

二六・八六九メートルの地点　五号

標柱五号から一三七度三四分五二秒

五一・二五〇メートルの地点　六号

標柱六号から三五度一八分〇七秒

二八・三六九メートルの地点　七号

標柱七号から一七度四六分一八秒

二八・八七五メートルの地点　八号

○国土交通省告示第二百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

穴沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県伊那市長谷黒河内二六一九番一九四地内四等三角点鷹岩を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を昭和四十一年建設省告示第三千九百三十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域